

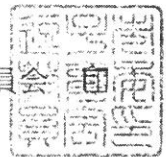


諮問第25号

2020 年（令和2年）10 月 8 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会長 安達和志様

逗子市教育委員会



医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に
基づく保有個人情報の提供について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、
別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

教育部 学校教育課 内田 内線 516
教育部 子育て支援課 村上 内線 535

(別 添)

担当所管名		学校教育課 子育て支援課
事務の名称		次世代医療基盤法に基づく、乳幼児健診、予防接種情報提供事務、学校健診データ提供事務
諮問の概要		本市においては医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（以下「次世代医療基盤法」という。）に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者（以下認定事業者という。）への医療情報の提供を検討している。 次世代医療基盤法の目的は「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制等を定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。」とされており、本市としても法の目的を踏まえ、医療情報を提供・利活用することは、健康・医療・介護の質向上等に寄与し、公益上の必要性があると考えている。 本市では、「健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み」を実施しており、次世代医療基盤法の成立に伴い、認定事業者へ医療関係データを提供し、分析・利活用通じて、市内にビジネスが起こることを期待するとともに、介護予防及び市民の健康増進を推進する取り組みを実施するため、保有個人情報について次世代医療基盤法に基づき認定事業者へ提供していくもの。
事務の目的及び根拠法令等		医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に係る関係法令
対象となる個人の類型・対象者数		次世代医療基盤法に基づく医療情報 学校教育課：「市内公立小中学校児童・生徒、約 3,700 名」 子育て支援課：「乳幼児健康診査対象者、法定予防接種対象者、約 1,000 名」
第 10 条 関係	目的外提供する保有個人情報の内容	次世代医療基盤法に基づく医療情報 学校教育課：健康診断票に記載された情報（別紙 1 のとおり） 子育て支援課：乳幼児健康診査項目、予防接種接種状況（別紙 2 のとおり） (学校教育課：学校保健安全法及び同法施行規則) (子育て支援課：母子保健法、予防接種法)
	提供先	認定匿名加工医療情報作成事業者（一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（J-MIMO）の予定）
	提供の理由	次世代医療基盤法は健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とされている。本市としても法の目的を踏まえ、医療情報を提供・利活用することは、健康・医療・介護の質向上等に寄与し、公益上の必要性があると考えているため。
	本人通知	■実施 □省略（理由： ）
備考		令和 2 年 9 月 14 日付「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供方法について」に基づ

き、次の通り実施する。

<取り扱い情報>

提供する情報については提供事業者と協議したうえで、必要最低限の情報に限るものとすると共に、特定個人情報（マイナンバー）の提供については不可とする。

<利用可能外部媒体>

- ・CD-R
- ・DVD-R

※FD、CD-RW、DVD-RW等、上書き（再書込み）可能な媒体は不可とする。

※USBメモリー、外付けHDは不可とする。

<記録・保管>

- ・私物外部媒体の利用は禁止とする。
- ・提供までの間、外部媒体を保管する際には保管場所が施錠されており、アクセスを認められていない者が容易にアクセスできない状態で保管すること。
- ・保存するデータは暗号化を行い、パスワードの設定も併せて行うことで、移動中等に内容の閲覧ができない状態とすること。

<提供方法>

提供方法については、「提供事業者が直接受領しに来庁する方法」または、「郵送による方法」とする。

○提供事業者が直接受領しに来庁する方法

運用管理者の承認を受けたうえで、鍵付きのケースに格納し、保存するデータは暗号化および、パスワードを設定する。

また、事前に提供事業者から受領日時、受領者の氏名について連絡を受けたうえで、受領時に相手の身分を確認し引き渡すものとする。

※ケースのカギは、ケースと同時に引き渡さないようにすること（郵送等により事前に引き渡しを行うこと）

※受領者については、公共交通機関（タクシーは除く）の利用は不可とし、本市データを受領した後は、本市と事業者データセンターの間に別件への立ち寄り不可とする。

○郵送等による方法

運用管理者の承認を受けたうえで、書留郵便によるものとする。なお、保存するデータは暗号化および、パスワードを設定する。

<提供データの記録>

運用管理者に提供するデータの内容、提供方法、提供日等の承認を受けたうえで、記録（データ提供記録簿等（担当所管課毎に管理））によるを付け提供するものとする。

<セキュリティ事故の発生>

情報セキュリティ事故が発生した場合には、「情報セキュリティ事故対応手順」に基づき適切かつ迅速な対応を実施すること。

<その他>

		情報の取り扱いについては、「逗子市情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」および、「情報セキュリティ実施手順」の規定を遵守するものとする。
--	--	---